



梅野よしみ 保育士

Child Care

「ひまわりのたね」だより

【問合せ先】子育て支援課 子育て支援係 ☎65・0081

「できるのよ、やって〜」 じつじつよね

夏休み中は幼稚園の子どもが多く活気づき、里帰りなどもあり、幼稚園が違う子ども同士が「いっしょにあそぼう」「なまねは？」と話し始めよくあそびました。それを見て小さい子どもも刺激を受けた8月でした。もちろんプール遊びも満喫しました。

お母さんの会話で「できるのよ、やって〜」というよねと出ていました。食事・パンツやくつをはく時など、1〜2歳頃は「じぶんで！」とやりたがるけど3〜4歳頃になると、「やって〜」と言うことがあります。お母さんは「できるでしょう。自分でやって〜」とひと言。子どもは仕方なくやるからグズグズ・弟や妹がいる子は特に下の子がやってもらっているのを見て、「甘えたい、ぼく・わたしを見て」の気持ちの表れでしょう。

う。

せつかくできるようになったの
にという思いもあるでしょうが、

できなくなることはありませんよね。子どもの気持ちを受け止めることも大切です。

「今日だけ特別ね。」と応えたところですが、お母さんの気持ちに余裕がないと、なかなかできませんね。おばあちゃんになると「小さい時だけだから、いっばい甘えさせればよかった〜」の気分です。

子どもが安心して気持ちを出せる大人がたくさんいるといいと思いますね。ひまわりのたねで私たちもそのひとりになりたいと思うのです。



▲僕も私も来てますよ。(3カ月)



▲だるまさんは大人気!

子育て支援センター 「ひまわりのたね」

【開館】月～金曜日 9～16時
【場所】総合福祉センター
「ひまわりの里」内
【対象】0歳から未就学の子どもとその保護者
※利用には保護者の付き添いが必要です
【利用料】無料

自治基本条例だより

【問合せ先】桂川町企画財政課 ☎65・1085

自治基本条例推進委員会 ごじぶん

地方分権の進展により国と地方自治体が対等・協力の関係へと変わり、地域に暮らす人たちがお互いに連携・協力して、自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動するという「自治」本来の姿を実現していく時代になりました。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、社会環境の変化により、行政だけでは解決できない様々な地域課題が増加してきており、町民と町が協働してまちづくりを進めていくことが必要になりました。

そこで、町民・議会・町、それぞれの役割を明らかにし、町民の皆さんが主体となった自治を実現させるためのルールや仕組みを定めたのが平成27年4月1日に施行された「桂川町自治基本条例」です。

桂川町自治基本条例には、この条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため、その運用や見直しに関する事項について調査審議する機関として、桂川町自治基

本条例推進委員会が設置されています。

現在、桂川町自治基本条例推進委員会は、第2期目の委員会となり、学識経験者2名、公的団体からの推薦者2名、町民からの公募委員4名(現在1名欠員)で構成され、桂川町自治基本条例の運用の検証や町長からの諮問に対する答申の整理のための協議を定期的に行っています。

桂川町自治基本条例について、「詳しく知りたい!」「具体的にどんなもの?」と興味を湧いた方は、ぜひ町ホームページ内で、「自治基本条例」と検索いただくか、役場企画財政課窓口で冊子を配布していますので、ご参考ください。



【次回会議日程】平成30年10月4日(木)
午前9時30分

【場所】桂川町役場201・202
会議室